

第2回 医療情報データベース基盤整備事業推進検討会の議論について

第2回医療情報データベース基盤整備事業推進検討会（平成25年5月29日）における議論を事務局が整理したもの。

1. 本事業で利活用の対象となる医療情報等について
 - どのような医療情報が医療情報データベース（統合データソース）に格納され、また抽出されるか、明らかにすべき。
 - 医療関係者に係る個人情報も取り扱っていることに留意すべき。
2. 「利活用要綱」における有識者会議の位置づけについて
 - 第三者が患者の保護をしっかりとやるということが重要であり、「利活用要綱」において有識者会議の位置づけについて記載すべき。
 - 研究者の創意工夫を阻害しないようにすることも重要であり、試行期間中に有識者会議のあり方についても検討すべき。
3. 医療情報データベースを用いた多施設共同研究について
 - 医療情報データベース（統合データソース）に格納された、連結可能匿名化された医療情報を他機関に提供する場合は、そのことを掲示しておく必要がある。
4. 製薬企業の利用について
 - 「利活用要綱」第4（4）では利害関係があるものは利活用できないとあるが、医薬品等の安全性確保の責任を持っている製薬企業もこのシステムを利活用できるようにしていいのではないか。
 - 試行期間においては利害関係がある者が医療情報データベースを利活用しないこととするが、将来的には利活用できるようにすべき。

以上